

## 千葉市公告第475号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、ちば・まち・ビジョンの案（千葉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案、市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の案及び立地適正化計画の変更の案）、千葉都市計画区域区分の変更の案、千葉都市計画用途地域の変更の案、千葉都市計画高度地区の変更の案及び千葉都市計画都市再開発の方針の変更の案を次のとおり縦覧します。

なお、当該都市計画等の案については、縦覧期間満了の日までに千葉市に意見書を提出することができます。

令和5年5月31日

千葉市長 神谷俊一

### 1 都市計画等の種類及び名称

#### (1) ちば・まち・ビジョン

（ちば・まち・ビジョンの第2章から第4章までを千葉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案、序章から第7章までを市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の案並びに第2章、第5章及び第7章を立地適正化計画の変更の案とする。）

#### (2) 千葉都市計画区域区分

#### (3) 千葉都市計画用途地域

#### (4) 千葉都市計画高度地区

#### (5) 千葉都市計画都市再開発の方針

### 2 都市計画等を定める土地の区域

#### (1) ちば・まち・ビジョン

千葉都市計画区域

#### (2) 千葉都市計画区域区分

ア 追加する部分

なし

イ 削除する部分

なし

ウ 変更する部分

千葉市中央区生実町、川崎町、川戸町、中央港二丁目、仁戸名町及び都町八丁目、花見川区武石町二丁目及び瑞穂三丁目、若葉区貝塚町及び千城台南四丁目並びに緑区大膳野町及び平山町の各一部

(3) 千葉都市計画用途地域

ア 追加する部分

千葉市中央区生実町、川戸町、中央港二丁目、仁戸名町及び都町八丁目、若葉区貝塚町及び千城台南四丁目並びに緑区平山町の各一部

イ 削除する部分

千葉市中央区川崎町及び都町八丁目、花見川区武石町二丁目及び瑞穂三丁目、若葉区貝塚町並びに緑区平山町の各一部

ウ 変更する部分

なし

(4) 千葉都市計画高度地区

ア 追加する部分

千葉市中央区生実町及び都町八丁目、若葉区貝塚町及び千城台南四丁目並びに緑区平山町の各一部

イ 削除する部分

千葉市中央区都町八丁目、花見川区武石町二丁目及び瑞穂三丁目、若葉区貝塚町並びに緑区平山町の各一部

ウ 変更する部分

なし

(5) 千葉都市計画都市再開発の方針

千葉都市計画区域区分で定める市街化区域

### 3 縦覧期間

令和5年5月31日（水）から令和5年6月14日（水）まで  
（午前8時30分から午後5時30分まで 土曜日、日曜日、祝  
日を除く）

### 4 縦覧場所

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所低層棟4階 都市計画課